

# 第109回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第4日)

令和4年9月22日(木曜日)

|                   |     |           |     |           |
|-------------------|-----|-----------|-----|-----------|
| 出席議員<br><br>(14名) | 1番  | 大 村 隼     | 2番  | 森 脇 裕 和   |
|                   | 3番  | 幸 田 勝 治   | 4番  | 高 見 寛 治   |
|                   | 5番  | 大 内 将 広   | 6番  | 金 澤 孝 良   |
|                   | 7番  | 児 玉 雅 善   | 8番  | 加 古 原 瑞 樹 |
|                   | 9番  | 千 種 和 英   | 10番 | 廣 利 一 志   |
|                   | 11番 | 岡 本 義 次   | 12番 | 山 本 幹 雄   |
|                   | 13番 | 平 岡 き ぬ ゑ | 14番 | 小 林 裕 和   |
| 欠席議員<br><br>(名)   |     |           |     |           |
|                   |     |           |     |           |
|                   |     |           |     |           |
| 遅刻議員<br><br>(名)   |     |           |     |           |
|                   |     |           |     |           |
|                   |     |           |     |           |
| 早退議員<br><br>(名)   |     |           |     |           |
|                   |     |           |     |           |
|                   |     |           |     |           |

|                             |        |      |        |       |
|-----------------------------|--------|------|--------|-------|
| 事務局出席<br>職員職氏名              | 議会事務局長 | 尾崎基彦 | 書記     | 垣内克巳  |
|                             |        |      |        |       |
| 説明のため出席<br>した者の職氏名<br>(20名) | 町長     | 庵途典章 | 副町長    | 坪内頼男  |
|                             | 教育長    | 浅野博之 | 総務課長   | 幸田和彦  |
|                             | 情報政策課長 | 三浦秀忠 | 企画防災課長 | 江見秀樹  |
|                             | 税務課長   | 福岡康浩 | 住民課長   | 間嶋博幸  |
|                             | 健康福祉課長 | 木村昌子 | 高年介護課長 | 古市宏和  |
|                             | 農林振興課長 | 井土達也 | 商工観光課長 | 真岡伯好  |
|                             | 建設課長   | 重崎勇人 | 上下水道課長 | 梶本周作  |
|                             | 上月支所長  | 高見浩樹 | 南光支所長  | 安東さゆり |
|                             | 三日月支所長 | 西本和彦 | 会計課長   | 和田始   |
|                             | 教育課長   | 宇多雅弘 | 生涯学習課長 | 谷邑雅永  |
|                             |        |      |        |       |
|                             |        |      |        |       |
| 欠席者<br>(名)                  |        |      |        |       |
|                             |        |      |        |       |
|                             |        |      |        |       |
| 遅刻者<br>(名)                  |        |      |        |       |
|                             |        |      |        |       |
|                             |        |      |        |       |
| 早退者<br>(名)                  |        |      |        |       |
|                             |        |      |        |       |
|                             |        |      |        |       |
| 議事日程                        | 別紙のとおり |      |        |       |

---

### 【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議案第 63 号 令和 4 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）について  
日程第 2. 議案第 64 号 令和 4 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）について  
日程第 3. 議案第 65 号 令和 4 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 1 号）について  
日程第 4. 議案第 66 号 令和 4 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）について  
日程第 5. 議案第 67 号 令和 4 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）について  
日程第 6. 議案第 68 号 令和 4 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）について  
日程第 7. 議案第 69 号 令和 4 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）について  
日程第 8. 議案第 70 号 令和 4 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）について  
日程第 9. 議案第 71 号 令和 4 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）について  
日程第 10. 議案第 72 号 令和 4 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）について  
日程第 11. 議案第 73 号 調停の成立について
- 

午前 0 9 時 3 0 分 開議

議長（小林裕和君） おはようございます。皆様、おそろいでご出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

本日も、慎重にご審議賜りますよう、よろしく申し上げます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

直ちに、日程に入ります。

---

日程第 1. 議案第 63 号 令和 4 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）について

議長（小林裕和君） 日程第 1 から日程第 10 までの、提案に対する当局の説明は、9 月 2 日に終了しておりますので、順次、質疑、討論、採決を行います。

まず、日程第 1、議案第 63 号、令和 4 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 6 ページ、50 款の 10 項の 10 目、障害者自立支援給付費負担金 244 万 5,000 円。障害児通所支援費負担金 1,793 万 4,000 円。障害者医療費負担金 616 万 2,000 円。これらについての詳細説明をお願いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。

これらの障害の負担金の増に関しましては、これまで、予算化させていただいておりますサービス事業でございますけれども、通所支援につきましては、報酬改定による追加ということで、10月より報酬が改定されます。その増額の分を上げさせていただいているのと、それから、通所につきましては、非常に利用者、決算報告でもさせていただきましてけれども、年々、利用者が増加しております。それと、回数が増加しているということで、見込みも含めまして、増額とさせていただいております。

それから、障害のほうのサービスでございますが、自立支援給付費負担金につきましては、生活介護ほかの増額でございますが、これらにつきましても、利用者の回数の増に伴うものとしております。その出に対する国庫負担金の増額というふうな形になっております。

医療費負担金でございますけれども、これにつきましても、これまでの実績、レセプトによる請求、町への請求が3月から5月分の請求を、4月から8月まで実施しておりますけれども、その分の、非常に利用者が増えているということもありまして、それらに対しての見込額、3月までの見込額といたしまして、増額というふうな形にしております。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11番（岡本義次君） そしたら、回数が増えるということでの見込的なプラスで上げたい、中身的には、変更はないけれど、今までの分が増えてきたということであるんですね。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。

利用者の増と、それから、回数の増、それから、報酬改定でございますね。料金の増額という形での増という形でございます。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11番（岡本義次君） それから、50款の15項の10目、同じ6ページ、保育士等処遇改善臨時特例交付金で30万円上がってございますけれども、これは、処遇的に、どのような分がよくなったということですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。

これにつきましては、保育士への処遇が改善されたという形で、3%の引上げというふうな形で引上げされる事業でございますけれども、これに対する事務費について、30万円を上げさせていただいております。以上です。

議長（小林裕和君） ほかにございますか。

〔平岡君 挙手〕

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、平岡議員。

〔岡本義君「(聴取不能)」と呼ぶ〕

議長（小林裕和君） もう、3回ですから、次へ移ります。

〔岡本義君「(聴取不能)」と呼ぶ〕

議長（小林裕和君） 次に、また。平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） ページ数は7ページの県支出金の中の40目の教育費県補助金、スクール・サポート・スタッフ配置事業補助金、新たに出て来ていますが、その下の20項で配置委託金が減額になり、関連して、36ページ、歳出でスタッフ配置負担金を当初予算で見込んでいたものがゼロというか、全額減額されているので、そのへん、財源的な変更の提案がされておりますけれども、内容的には、どのような状況なのか、お伺いいたします。

〔教育課長 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） はい、お答えいたします。

この財源の変更なんですけれども、当初予算を組む時には、本年度につきましては、県からの委託事業として実施するというようになっておりました。それが、35目の教育費委託金でございました。スクール・サポート・スタッフ配置事業委託金101万5,000円。

その後、当初予算編成後、補助金という形に制度が変わったんです。それで、県からの補助金によって、この事業を実施するということになりましたので、財源の組替えをここですということでございます。

内容的に、スクール・サポート・スタッフといいますのは、学校の業務を補助する職員を雇い入れて、今現状では、4中学校を順番に回って、外回りの清掃作業であったりとか、先生方の業務の補助をしているというのが内容でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） スクール・サポート・スタッフ、その配置は、現在も行われているという説明なんですけれど、36 ページの財源からいくと、当初予算の 67 万 7,000 円、私の確認違いでしょうか。補正、今回、全額が減額になっているので、事業そのものがなくなったのかなと思ったんですけれど、そのへん、もう一度、お願いします。

〔教育課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） すみません。説明不足でした。ちょっと、そちらの説明が抜かっておりました。

当初は、ここで上げております負担金 67 万 7,000 円を、一旦、県に負担金として支払いをして、県から、さらに委託金として、町が事業主体になって、その委託金をいただいて、事業を実施するというものでした。

それが、今度は、そうではなくって、県から補助金としていただいた金額で事業を実施すると。事業がなくなったわけでもなく、人が減ったわけでも増えたわけでもない。その事業は実施すると。その財源が補助金として充当されるということでございます。

13 番（平岡きぬゑ君） 分かりました。

議長（小林裕和君） よろしいですか。ほかに。

〔山本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 山本議員。

12 番（山本幹雄君） 結局、今、スクール・サポートで、97 万 7,000 円上がって、その下のほうで、減ったわけやね。減って上がって、（聴取不能）補助金がどうのこうの言うんやけど、ここで、この 36 ページのほうでは、これで、県に返還は分かったけど、減って増えただったら、この名前が変わった、この補助金が変わった、県からの財源が変わったという部分の、その部分の事業がどこへ消えたんかな。この部分がないなった。67 万 7,000 円の事業がないなったら、名目が変わったということであるなら、別の事業が、どこかへ上がっておかなあかんのじゃない。それは、どこ？

〔教育課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） 重ね重ね、説明不足で申し訳ございません。

事業自体は、これは内容自体は職員の人件費でありますので、人件費自体は、当初から、報酬のところにありますように、職員の人件費として、予算のほうは組んでおりますので、そちらが減るということはないんです。

人件費は、当初から組んでいますよ。人件費として。

12 番（山本幹雄君） うん。

教育課長（宇多雅弘君） 職員の人件費は組んでいますよと。それに対して、このたび、県のほうから、補助金として補助が当たりますというものです。

で、当初予算の時は、そうではなくって、人件費は、人件費で組んでいるんですけども、その財源として、一旦、県に対して負担金として、負担金を納めて、県のほうから委託事業として委託金が入る予定だったと。その制度が変わって、県から、その人件費に対して、直接、補助金が入ってくるという形に変わったんです。

〔山本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 山本議員。

12 番（山本幹雄君） いいね、分かった。

もともと言えば、県からの委託金が補助金に変わって、それが人件費だったで人件費なんやというのは分かったけど、その人件費が増えたんやな。出のほうで人件費分は出てきておるわけやな。そこらへんを聞きよるわけ。

〔教育課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） 人件費自体は変わっておりません。当初から組んでいる予算で、変更はありません。

財源が変わったと。委託金だったものが補助金に変わったということでございます。

〔山本君「おかしいがな、あえへんがな。いい？」と呼ぶ〕

議長（小林裕和君） 山本議員。

12 番（山本幹雄君） 委託金が補助金に変わって、こう変わったと。ねっ。その分だけ、この 36 ページでも、この出が減っておるわけや。こっちが上がって、こっちが出て、ほな、こっちが人件費か何かで上がるんか思ったら下がっておるまなんやな。減っておるんだったら、この 67 万 7,000 円が減額されておるのと、もう 1 つ、こっちで言うたら減っておる部分で言うたら 101 万 5,000 円が減っておるんやけど、増えておるの分が 97 万 7,000 円増えておるけど、その 97 万 7,000 円増えた分の、その事業として出ていく部分が人件費なら人件費でええんやけど、その分だけ人件費が増えなおかしいがなと言っておるわけ。

ほな、人件費の、それはもともとは何だったんやということになる。

町の持ち出し、生財源でしよったんやいうんなら、それで分かるけど、生財源だったやつを、補助金もらえるようになっただけやと。ほな、生財源が、その分だけ減った話なのか。じゃないと、ちょっと、合わんね。増えた分が 1 つで、減った分が 2 つでとか、何か、ちょっと、合わんでしよいうこと。

〔教育課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） すみません。ちょっと、説明がまずくって、67万7,000円の減額については、これ負担金につきましては、そもそも全体事業費の3分の2を町が負担することになっていました。その説明が抜かっておりました。

その分が、全く要らなくなりましたよと。県に対しての負担金、3分の2が町が持つ負担金、あとの3分の1が国なんですけれども、3分の2を県に納める負担金として納める予定だったものが、これがなくなりました。

それに対して、県からは補助金として97万7,000円の補助金が入ってくるようになった。全額入ってくるようになったということで、人件費自体は変わりありません。すみません。

議長（小林裕和君） ほかにございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11番（岡本義次君） 議長、ちょっとおかしいん違うか。

議長（小林裕和君） 何がですか。

11番（岡本義次君） 2回して、その答弁の回答するために、私、尋ねようと思ったら、尋ねたらあかんで、それ違うで。

議長（小林裕和君） 質問をしてください。

11番（岡本義次君） 6ページの今言いました保育士の30万円の分でございますけれど、その特例として、その中身的には、どんな分がよくなって変わったんかいうことを尋ねようとしておるのであって、それを中身、まだ、返事聞いていないんですから。

〔総務課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 幸田総務課長。

総務課長（幸田和彦君） お答えいたします。

保育士の処遇改善の内容なんですけれども、賃金が上がったということなんですけれども、コロナの関係で、保育士が不足するとか、看護師が不足するとかというようなこともあわせまして、人員の確保が難しいということで、保育士の賃金を上げるということが、国の方針として出まして、その関係で、月額にして9,000円、もしくは3%の増額というようなことの方針に基づきまして、町のほうで、保育士に関しましては、賃金を増額したということで、平均で5,000円、1人頭月額5,000円増加したということの国からの助成金ということでございます。以上でございます。



議長（小林裕和君） ほかにございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 同じ 6 ページの中で、50 款の 15 項の 30 目、31 万 9,000 円、へき地児童生徒援助費等補助金ということでございますけれど、この要因につきましては、どんなんですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） 31 万 9,000 円の減額につきましては、これ三日月小学校のスクールバスの購入補助金でございます。内訳としては。

その金額が、県の内示額によって、変動しましたので、それに合わせて、こちらのほうも変更したと。当初の予定から内示額のほうが減額になったので、それに合わせたというものでございます。

議長（小林裕和君） ほかにございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 36、37 ページで、教育費の小学校と、中学校における通学対策費の中の委託料、小学校は減額で、中学校は増額になっています。この要因の説明をお願いします。

〔教育課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） まず、小学校の減額につきましては、業者委託しているバスがございませうけれども、その委託料を減額いたしております。

なぜかと申しますと、ここ 2 年ほど前から燃料が高騰しているというようなことから、これまでは委託料の中に燃料代を込みで委託していたんですけども、これだけ燃料が変動する。高騰のほうへ変動するというような状況が続いておりますので、すぐにこの状況も改善されないだろうというような配慮から、燃料分を委託料から切り離して、直接町のほうで燃料代を負担するという契約内容に、今年の 4 月から変更させていただきました。ですので、その分を全体の業者委託料の中から引かせていただいたということで、減額になっております。

一方、中学校の通学対策費は、中学校についても、燃料部分については、同じでございますけれども、実は、町直営の運転員さんが、年度の途中で退職となりました。その関係で、

その方に代わる運転員を、今、委託しております業者さんのほうへお願いをいたしました。委託をお願いいたしました。そのことによって、逆に、燃料代のマイナスと委託料の増額で、プラス増額になったということでございます。

議長（小林裕和君） ほかにございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、岡本議員。

11 番（岡本義次君） 18 ページ、扶助費、障害児通所支援事業で 3,587 万円増えてございますけれど、この中身的には、どのようなことで増えたのでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。

先ほどの歳入のほうでも申し上げましたとおり、通所になる児童、例えば、障がいがあって通所されている方というのが、いろんな事業所ですとか、それから、療育施設ですとかというところに通所される場合に、その利用者が増加したというのと、それから、回数の増加による増額というふうな形になっております。

年々、この利用者につきましては、非常に増えてきておりまして、毎年、補正させていただいていると思うんですけども、今年度につきましても、見込的にも増えるという形のこと、この3カ月、4カ月分の利用を見ていまして、増える可能性があるということで、今年度の見込として増やさせていただいております。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、岡本議員。

11 番（岡本義次君） 増えたというのは分かるけれど、何人おって、何人ぐらい増えたという、そこらへんの数字はどんなんですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。

はっきりした数字というのは、分かりかねるところがあるんですけども、2年度から3年度にかけての実績でございますけれども、その利用者というのが、いろんな事業に行かれていた方がいらっしゃるんですけども、例えば、放課後等デイサービス、いわゆる事業者名を言いますと、ここらへんで言いますと、「親子のがっこう」というのがございます。それから、「たんぼぼ」というのがテクノにもあります。そういったところに、利用する方が25名から28名に増えたというようなことがあったりとか、それから、保育所等

に施設への支援という形で、例えば、事業者から保育園に対して訪問されまして、それで、指導していただくというような事業もございます。そういったものが回数的に増えた。いわゆる、例えば、2年度から3年度に、8件から15件に増えたというような状況がございます。そういったものが積み重なって行って、一つ一つの事業が非常に増えていっているということで増額させていただいております。

議長（小林裕和君） ほかにございますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） 12ページ、33目の17節、備品購入費3,610万1,000円、これ、どんな備品なのか、お答えをお願いします。

〔総務課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 幸田総務課長。

総務課長（幸田和彦君） お答えいたします。

備品購入費の3,610万1,000円の内訳ということで、お答えさせていただきます。

まず、何点かございまして、住民課の住民票、この自動交付機の整備事業に700万円。それと、今、庁舎内なんですけども、有線LANのネットワークを引いておりますけども、その無線のWi-Fiのネットワークの構築事業ということで2,050万円。それと、議会のタブレットの導入事業ということで、追加としまして470万円。それと、地籍調査のリモートセンシングの活用事業というのを以前からしてございまして、その追加分で60万円。それと、家庭学習におけるGIGAスクールの促進事業ということで、325万9,000円というふうな内訳になっております。以上でございます。

議長（小林裕和君） ほかにございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） スポーツ公園の関係です。41ページ、スポーツ公園整備費の中の測量調査設計委託料80万円、これは、いわゆるLEDの関係なんですか、ちょっと、調査設計する内容についてお願いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。この分につきましては、佐用保育園の跡地でございますけれども、今現在、いこいの広場を整備しております。その分の、今度、整

備させていただくに当たっての実施設計とか、それから、監理業務委託という形で 80 万円計上させていただいております。以上です。

[平岡君 挙手]

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 別の項目です。

議長（小林裕和君） どうぞ。

13 番（平岡きぬゑ君） 43 ページ、災害復旧費の中の最後、現年災害復旧費、補正で 100 万円ということで、補正ですから、これからの予定だと思いますが、内容をお願いします。

[農林振興課長 挙手]

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） こちらは、今年の 7 月の 11 日から 12 日にかけての豪雨災害による農地の災害復旧工事になります。以上です。

議長（小林裕和君） ほかにございますか。

[平岡君 挙手]

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） これからする復旧ですけど、件数であるとか、それ 100 万円ですから、どういう内容になりますか。もうちょっと、具体的にお願いします。

[農林振興課長 挙手]

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） こちら農地 1 件でございまして、畦畔の崩壊の復旧を、これから提案してまいるということでございます。以上です。

〔「(聴取不能)」と呼ぶ者あり〕

[農林振興課長 挙手]

議長（小林裕和君） はい、井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 場所につきましては、桜山地区になります。上桜山地区です。

議長（小林裕和君） ほかに。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 27 ページ、20 目の農業振興費の中で、農業の担い手確保補助金 250 万円と、下の新規就農者育成総合対策事業補助金で 525 万円、この中について、増えた、その中身の、そういう新規の人が増えたかどうか、そこらへんの中身について、詳しく。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） まず、農業の担い手確保補助金でございますけども、こちらは、担い手の集積農地が増加したということに対する増額でございます。面積的には 28 ヘクタール増加しております。

あと、新規就農者の支援でございますけども、こちらはお一方が新規就農をされると、新たにということでございますので、そちらの方の活動に対する補助金と機械の新規購入の補助金を合計して 525 万 1,000 円と。この方は、中島地区になられます。以上です。

議長（小林裕和君） ほかにございますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7 番（児玉雅善君） 21 ページ、27 目の 14 節、工事請負費 2,300 万円。これ、確か、利神保育園なんかの改修費のことかなと思うんですけども、そこらへんの確認。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） はい、お答えいたします。

これにつきましては、利神保育園と、それから、三日月保育園になります。

利神保育園につきましては、屋根とか外壁の修理というふうな形で考えております。

それから、三日月保育園につきましては、天井と外壁の改修というふうな形で考えております。以上です。

議長（小林裕和君） ほかにございますか。

〔山本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 山本議員。

12 番（山本幹雄君） 29 ページの住民参画型森林整備事業、これもともとゼロなんですね。予算はね。これは、もうちょっと詳しくお願いしたいなと思います。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） こちら、当初予算にも計上させていただいておりますけども、（散会前に、当初予算に計上してごさいませんと訂正あり。）

（住民参画型森林整備事業補助金と住民参画型里山再生事業負担金と混同して答弁。質疑は、住民参画型森林整備事業補助金で、答弁は、住民参画型里山整備事業負担金でされていて、これも散会前に訂正あり）

12 番（山本幹雄君） ゼロじゃなかったん。

農林振興課長（井土達也君） はい。

で、今回、宇根地区で、新たな団体が、新たな取組をしたいということで、採択されましたので、2.3ヘクタール分を追加させていただいております。以上です。

（ここも住民参画型森林整備事業補助金と住民参画型里山再生事業負担金と混同して答弁）

議長（小林裕和君） ほかにございますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 63 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 63 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 63 号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 2．議案第 64 号 令和 4 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 2、議案第 64 号、令和 4 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 5 ページの傷病手当金について、補正で新たに出ていますが、この具体的な説明をお願いします。

〔住民課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 間嶋住民課長。

住民課長（間嶋博幸君） お答えいたします。

新型コロナウイルスにかかる傷病手当金でございますが、これにつきましては、簡単に申し上げますと、国保の被保険者の方が、新型コロナウイルス感染症に感染して、療養のために働けなくなった場合に、平均賃金の3分の2を、その働けなかった日数分傷病手当として支給するというものでございますが、これにつきまして、令和元年度から令和3年度までは、申請はございませんでしたが、このたび、令和4年度におきまして、1名の申請がございました。この方につきましては、約10万円弱のお金が支給されるということになるんですけれども、今後も見据えて、1件10万円の5件分ということで、このたび50万円の予算になるように、補正を組ませていただいております。以上でございます。

議長（小林裕和君） ほかにありませんか。  
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第64号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第64号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第3．議案第65号 令和4年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第3、議案第65号、令和4年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 65 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 65 号を、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 65 号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 4．議案第 66 号 令和 4 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 4、議案第 66 号、令和 4 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 66 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 66 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 66 号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 5．議案第 67 号 令和 4 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 5、議案第 67 号、令和 4 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑はありますか。  
ないようですので、これで、本案に対する…。

〔岡本義君 挙手〕



議長（小林裕和君） 失礼しました。岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 3 ページ、使用料の分でございますけれど、3,310 万円減額になってございますけれど、詳細いうんか、どうして、こう、この要因については、どんなんでしょう。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 梶本上下水道課長。

上下水道課長（梶本周作君） こちらについては、コロナ対策というところで、水道料金の基本料金の減免を行っております。令和 2 年度に同じように実施したんですけれども、同様の金額を見込んで減額しております。

それと別に、一般会計のほうから、その分を補填というような形で行っております。以上です。

議長（小林裕和君） ほかに質疑はありますか。  
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 67 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 67 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 67 号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 6．議案第 68 号 令和 4 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 6、議案第 68 号、令和 4 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これより、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 68 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 68 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 68 号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 7．議案第 69 号 令和 4 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 7、議案第 69 号、令和 4 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これより、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 69 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 69 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 69 号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 8．議案第 70 号 令和 4 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 8、議案第 70 号、令和 4 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 70 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 70 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 70 号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 9. 議案第 71 号 令和 4 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 9、議案第 71 号、令和 4 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 71 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 71 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 71 号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 10. 議案第 72 号 令和 4 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 10、議案第 72 号、令和 4 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 72 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 72 号を、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第 72 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 11. 議案第 73 号 調停の成立について

議長（小林裕和君） 続いて、日程第 11 に入ります。  
日程第 11 は、本日、追加提出の案件であります。議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。  
それでは、日程第 11、議案第 73 号、調停の成立についてを議題とします。  
提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 73 号、調停の成立につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本件の申立人は、※※※※※※※※※※、※※※※（※※※※ ※※※※）氏でございます。

申立ての内容でございますが、本人が所有される土地の評価額が適正に評価されておらず、かつ住宅用地の軽減特例が適用されていないため、過大な固定資産税額を徴収されていること。また、現地確認を 30 年以上にわたって怠っていることは町の不法行為であり、町に 200 万円の返還を求めるというものでございました。

この民事調停申立てにつきまして、顧問弁護士に相談をいたしましたところ、今回の調停申立ての原因となりました、固定資産の評価額の算定誤りと住宅用地の軽減特例措置が漏れていることは、本町の過失があり、近年の固定資産税をめぐる訴訟事件の判例では、行政の故意または過失により違法に他人に損害を与えた場合は、国家賠償法による損害賠償の支払いを命ずる最高裁判所の判例が出ているとのことであります。裁判となった場合でも本町が抗弁できる事項がないことから勝訴することはできないということでもあります。

ので、相手側の調停案を受け入れる判断をいたしました。

調停により返還する期間は、平成14年度から令和3年度分までの20年間分でございます。

また、返還額のうち、固定資産税につきましては、本税額が234万3,500円。並びに遅延損害金が131万2,967円。国民健康保険税の資産割につきましては、本税額が23万5,000円で、遅延損害金が14万5,756円の合計403万7,223円でございます。

龍野簡易裁判所で行われました、5月24日の第1回調停以降、これまで3回の調停を行いまして、調停条項の内容で申立人である※※※※（※※※※ ※※※※）氏と事実上の合意に至る確認ができました。

つきましては、議案書にございます調停条項（案）に合意をし、調停を成立させるために、地方自治法第96条第1項12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。ご承認を賜りますように、よろしくお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

議長（小林裕和君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今、議題にしております議案第73号については、本日即決とします。

これより、議案第73号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（小林裕和君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第73号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第73号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（小林裕和君） 挙手、全員です。よって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

---

〔山本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 山本議員。

12番（山本幹雄君） 先ほど、私、一般会計の農林の部分で、ちょっと、質問させてもらった時に、当初予算ゼロだろうと言った時に、「あります」という返事もろたんや。

ところが、今、何ぼ見ても、当初予算にはないんですよ。

もうちょっと、詳しく言いますと、一般会計の29ページの農林の中で、住民参画型森林整備事業270万円あるんですけど、これが当初予算でだったら、多分、119ページの負担金あるんですけども、よく似た名前はあるんです。住民参画型里山再生事業負担金いう

のがあるんです。あるんですけども、住民参画型森林整備事業補助金というのは、ちょっと、どう見ても見当たらないんですよね。

ということは、ちょっと、これは、発言的には、本会議中でもありますし、問題発言になるから、きちっと、これはしておかないといけないと思います。ちょっと、言いました。

あるなら、あるでもらええけど。

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長、ちょっと、調べてご返事していただけますか。もし、間違いなら訂正していただく。はい。

12 番（山本幹雄君） ちょっと待って、ちょっと待って、間違いなら訂正じゃすまんのやと。ないものがあるから、何であるんやと。これ何やと聞いたのに、あると言うたから、これ問題なんやね。

という意味では、これは何なんやということなんです。それを聞こうとしたわけなんやけど、「ある」言うたから、ああそうかないうのはあるけど、そこらへん、ちょっと、もうちょっとというのが、きちっと、もっとしてもらわんと。

議長（小林裕和君） だから、すみません。だから、今、そこを、きちっと、調べて、どうだったのかという経緯、説明をして、もし間違いだったら、訂正を、ちゃんとしてもらわないと、質問者の質問と全然違うことですから、それを、きちっと、してくださいって、井土課長に、今、申したんです。

12 番（山本幹雄君） まあまあ、きちっと説明だけねしてもらわんと、それは、ないだろう？ 予算書に。

予算書の 119 ページだろう。

休憩、休憩。

議長（小林裕和君） 暫時休憩します。

午前 10 時 21 分 休憩

午前 10 時 22 分 再開

議長（小林裕和君） 今、暫時休憩にしていますが、ここできちっと、お諮りします。再開します。

今、農林振興課長が調べておりますので、その間、きちっと、休憩を取りたいと。時間を、もっと取りたいと思います。それで、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 再開を 10 時 40 分としましょか。10 時 40 分、それまで休憩します。

午前 10 時 22 分 休憩

午前 10 時 36 分 再開

議長（小林裕和君） 休憩を解き、会議を再開します。

先ほどの質問で、井土農林振興課長より説明及び答弁の訂正がありますので、許可をし

ておりますので、井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 失礼いたします。

先ほど、大変申し訳ございませんでした。私どものほうの勘違いでございました。

まず、1つ、最初に山本議員からご質問いただきました、その地区なんですけども、宇根とお答えしましたが、東本郷の誤りでございます。こちらの事業は東本郷で行われるものでございます。

また、山本議員からご質問いただきました、当初予算にないということで、当初に計上しておりますというお答えさせていただきましたけども、こちらは大変申し訳ございません。当初予算には計上してございません。

と言いますのが、ちょっと、少しご説明させていただきますと、今回、補正計上させていただきましたのが、住民参画型森林整備事業補助金という事業でございまして、こちらは県民緑税を活用し、県から100%の助成金をいただいて、そのまま町の会計を経由して、その団体に交付するというものでございます。

久しぶりに、この事業の応募者がございまして、そちらに対して、県の採択がございましたので、今回、補正させていただいたという内容でございます。

私どもが勘違いしておりました、その当初予算と申しますのが、当初予算書の119ページにございますけども、その中で、住民参画型里山再生事業負担金という項目がございまして。こちらと、ちょっと混同しておりました、こちらの事業は、国庫の交付金を活用したものでございまして、町費を4分の1、その事業費のうちの4分の1充てるんですが、一旦、負担金として4分の1を納めて、県の外郭団体、兵庫県森林組合連合会になるんですけども、そちらから、活動団体に直接補助金が支給されるという、こちら住民参画型の里山整備事業でございます。

そこを、ちょっと混同しておりました、答弁、誤っておりました。大変、申し訳ございませんでした。以上でございます。

〔山本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 山本議員。

12番（山本幹雄君） 県民緑税で、その団体に100%するのは分かったんやけど、これ、ちょっと、内容を、もうちょっと、どこの団体で、内容を詳しく説明ほしいな。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 地区につきましては、東本郷地区になります。

〔山本君「それ、さっき言ったあれと一緒に」と呼ぶ〕

農林振興課長（井土達也君） はい。

で、高蔵寺さん周辺の森林を2.3ヘクタールにわたって整備しようという計画でいただいておりますのでございます。以上です。

〔山本君「ほな、宇根はどうなるの」と呼ぶ〕

農林振興課長（井土達也君） すみません。宇根のほうに関しましては、今年度から新規に活動される団体で、国庫の補助金を活用した事業に取り組むということでございまして、当初の予算では、想定の中で計上させていただいておったところで、今年度になって、その団体の認可があったということです。予算に関しては、当初から、ある程度想定してご用意させていただいておるということでございます。

〔「(聴取不能)」と呼ぶ者あり〕

農林振興課長（井土達也君） はい、そちらの事業が、森林山村多面的機能発揮対策交付金事業という、その負担金を支払うというもので、当初予算に計上をしております。

〔山本君「森林山村？」と呼ぶ〕

農林振興課長（井土達也君） それは、予算書には出てこないんですけども、その事業名は。その負担金として、住民参画型里山再生事業負担金の 110 万円を当初予算に計上させていただいております。

〔町長「(聴取不能)」と呼ぶ〕

農林振興課長（井土達也君） はい、こちらは、町内で、8 団体ぐらいだと思います。すみません。今、正確な数字覚えていないんですけども、各地で各団体さんが活動されています。もちろん、継続で何年間も取り組まれている団体さんもいらっしゃいますけども、そこで、今年度、新規に宇根地区で活動されるということでございます。

〔山本君 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、山本議員。

12 番（山本幹雄君） 文書できれいにして頂戴。何か、新しく、宇根が新たな、2.3 へクター云々でいうの聞いておって見たら、それが違っておったみたいで、じゃあ、宇根は何なんかって言うたら、新たな団体で、どうのどうのというような話なんで、何か、ちょっと、よう聞いて訳わからんので、文書できちっと出して、そうじゃないと、ちょっと分かりにくいし、何か話が、なかなか難しいなと思うんで、まあ、お願いします。ちょっと、文書できちっとしてほしい。

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長、そしたら、文書で、また、事務局のほうへ届けて、そしたら、また、お渡ししますので。

農林振興課長（井土達也君） はい。

議長（小林裕和君） 山本議員、よろしいですか。



議長（小林裕和君） 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

お諮りします。

議事の都合により、明日9月23日から27日まで本会議を休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

次の本会議は、9月28日水曜日、午前9時30分より再開しますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会します。

午前10時42分 散会

---